

薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する告示案新旧対照表
 ○薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

別表		改 正 案	
十 一 ～ 四	(略)	(略)	(略)
四十一	(略)	(略)	(略)
1 視覚誘発反応刺 激装置	2 聴覚誘発反応刺 激装置	3 聴覚誘発反応測 定装置	4 筋電計
5 電気誘発反応刺 激装置	6 顔面神経刺激装 置	7 体性感覚誘発神 経電気刺激装置	8 診断用神経筋電 気刺激装置
9 筋電用増幅器	10 誘発反応測定装 置		
医療機器の名称		基 日本工業規格	準 使用目的、効能又は効果
T〇六〇一		自発的、意図的又は刺激 によって誘発される生体 電位を導出及び分析し、 それらの情報を提供する こと。	

別表		現 行	
十 一 ～ 四	(略)	(略)	(略)
四十一	(略)	(略)	(略)
1 視覚誘発反応刺 激装置	2 聴覚誘発反応刺 激装置	3 聴覚誘発反応測 定装置	4 筋電計
5 電気誘発反応刺 激装置	6 顔面神経刺激装 置	7 体性感覚誘発神 経電気刺激装置	8 診断用神経筋電 気刺激装置
9 筋電用増幅器	10 誘発反応測定装 置		
医療機器の名称		基 日本工業規格	準 使用目的、効能又は効果
T〇六〇一		自発的、意図的又は刺激 によって誘発される生体 電位を導出及び分析し、 それらの情報を提供する こと。	

四十二 ～八百 二十六	八百二 十七	11 眼振計 12 網膜電位計 13 視覚誘発反応測定装置 14 眼電位計 15 神経モニタ 16 他覚式聴力検査装置 17 耳音響放射測定機能付聴覚誘発反応測定装置 18 位置決定用神経探知刺激装置 19 眼球運動刺激装置	1 M R 組合せ型ポ ジ ト ロ ン C T 装 置
(略)	T O 六 〇 一 一 Z 四 九 五 一		
(略)			患者に投与したポジト ン放射性医薬品の体内に おける分布をガンマ線検 出器を用いて体外から検 出したポジトロンCT画 像情報及び当該患者に関 する磁気共鳴信号をコン ピュータ処理した磁気共 鳴再構成画像並びにこれ らの画像を重ね合わせた 画像及び補正等によりこ れらの画像を重ね合わせ

四十二 ～八百 二十六	(新設)	11 眼振計 12 網膜電位計 13 視覚誘発反応測定装置 14 眼電位計 15 神経モニタ 16 他覚式聴力検査装置 17 耳音響放射測定機能付聴覚誘発反応測定装置 18 位置決定用神経探知刺激装置 19 眼球運動刺激装置	(新設)
(略)	(新設)		
(略)	(新設)		

た画像を診療のために提
供すること。